

定例監査（市民サービスセンター監査）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査（市民サービスセンター監査）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年7月28日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

- 1 監査の日時 平成28年6月30日（木）
午後1時30分から午後2時37分まで
〈吉野谷市民サービスセンター〉
午後3時6分から午後3時36分まで
〈河内市民サービスセンター〉
- 2 監査の場所 吉野谷公民館 1階 研修室
かわち保健センター 1階 研修室
- 3 監査の対象 吉野谷市民サービスセンター及び河内市民サービスセンターの市民サービス課において、平成27年度に、市民サービスセンター長又は市民サービス課長の決裁により管理している施設や事務執行についての監査を行った。
- 4 実施した
監査手続 監査の対象となった市民サービスセンター長又は市民サービス課長の決裁により管理している施設や事務執行について、市民サービスセンターから提出された資料に基づき、書面監査及び現地確認を実施した。
- 5 監査の結果 監査の結果、吉野谷市民サービスセンター及び河内市民サービスセンターの市民サービス課において、市民サービスセンター長又は市民サービス課長の決裁により管理している施設や事務執行は、適正に執行されているものと認められた。